

業務委託契約書

委託者（以下、甲）は、一般社団法人 全国災害復興支援協会（以下、乙）に対して、下記に記載する災害によって損害を受けた物件に関して損害等の調査及び助言等のコンサルティング業務につき、次のとおり委託契約（以下、本契約）を締結する。

委託者 契約日 年 月 日	住所： 氏名 印
受託者	東京都中央区晴海2-3-30ザ・パークハウス晴海クロレジデンス2719号 一般社団法人全国災害復興支援協会 代表理事 大浦 美也 TEL：03-5859-5239
物件住所	委託者住所と同じ 別の場合：
保険会社	
保険金額	地震保険：建物 万円、 家財 万円 火災保険：建物 万円、 家財 万円
指定口座	みずほ銀行 銀座通支店 普通 2478285 ゆうちょ銀行 記号 10170 番号 80528481 他の金融機関口座からゆうちょ銀行にお振込の場合：〇一八（ゼロイチハチ）支店 普通 8052848 口座名義人 一般社団法人 全国災害復興支援協会

第1条（目的）

甲は乙に対して、上記物件の損害状況の現地調査、保険請求に関するアドバイス等の業務を委託し、乙はそれを受託する。災害によって被った損害の状況、保険内容等に応じて、乙は、調査資料の作成、情報の提供等の中から、その状況に応じた最適とする情報提供アドバイスを、完全成功報酬制にて甲に提供するものとする。

第2条（契約期間）

甲が本業務を乙に受託した日から12ヶ月とする。甲から期間の延長を申し込まれた場合、更に1ヶ月延長するものとする。

第3条（損害鑑定結果）

- 甲は、損害保険会社から口頭または書面により損害鑑定結果の通知を受けた時は、乙に対して直ちにその結果を通知する。
- 甲は、乙が直接損害保険会社と交渉することができないことを理解し、乙に対して保険会社と直接交渉することを求めないものとする。
- 甲は、乙に対して、本件建物の損害に関し、保険会社との交渉を乙が推薦し甲が指定する弁護士に委任するように求めることができる。なお、甲が交渉業務を弁護士に委任した場合、甲は第4条第2項の金員を支払う。
- 乙及び本条3項により甲の委任を受けた弁護士は、最終的な損害鑑定結果について一切の責任を負わないものとする。

第4条（報酬）

- 当該保険金を受領することが確定した場合、甲はコンサルタント業務の報酬として、甲が受領した保険金総額（消費税が含まれる場合、それを含む額）の35%相当額に消費税を加算した額を保険金受領後5日以内に、乙に支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。但し、保険金が下りなかった場合については成功報酬制の為、甲から乙に対しての報酬はないものとする。また、経費その他交通費など一切の請求することができないこととする。
- 第3条第3項の規定により、甲が弁護士を選任した場合、甲は当該保険金額に応じて、下記の通り弁護士費用を負担する。（消費税抜）

記

受領保険金（消費税が含まれる場合、それを含む額）が
100万円未満は受領保険金の5% + 消費税
100万円以上500万円未満は受領保険金の7.5% + 消費税
500万円以上は受領保険金の10% + 消費税 ※いずれも完全成功報酬

第5条（途中解約）

- 地震保険の場合、本契約締結後甲から乙に対して契約の解除を申し込む場合は地震保険契約金額の一部損相当額の保険金額の35%に消費税を加算した額を契約解除と同時に支払うものとする。
- 火災保険の場合、解約までに要した全ての実費を支払うものとする。ただし、復旧工事に関する見積書（保険会社に提出する見積書）送付後は、見積書記載の17.5%に消費税を加算した額を契約解除と同時に支払うものとする。

第6条（クーリングオフ）

- 甲は、本契約書面受領後起算して8日を経過するまでは、書面での通知によって本契約をクーリングオフ（解除）することができるものとする。
- クーリングオフは、甲が契約解除の意思表示を記載した書面を発送した時に効力を生じるものとする。
- 甲が1、2の事項に基づきクーリングオフを行使された場合、乙は契約者に対し、解除に伴う損害賠償、又は違約金の支払いを請求することができないものとする。
- 甲によりクーリングオフが行使された場合、商品の引き取り、権利の返還に要する費用は乙の負担とする。

第7条（お客様の意向確認）

第1条から第6条の内容について、ご理解いただけましたか？ （はい・いいえ）

第8条（協議事項）

甲及び乙は、本契約に定めない事項については、別途協議して定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、乙は記名、甲は署名又は記名捺印の上、各自1通を保有する。